

財務部審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	税務局の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	財務部税務局税政課	税政課課長補佐(税務企画グループ企画・審理担当)にある職員 税政課主査(税務企画グループ)にある職員	裁決に関与することとなる職員を除く。
2	地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく処分	財務部財産活用課	財産活用課課長補佐にある職員 財産活用課主査にある職員	裁決に関与することとなる職員を除く。